

令和 6 年 8 月 29 日 開催

令 和 6 年

第 8 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和6年第8回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月29日（木） 開会 14:00 閉会 14:30

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

職務代理者	菅 原 秀 樹	5 番	八 戸 千 修
1 番	川 村 稔	6 番	山 田 美代子
3 番	佐 藤 勉	7 番	近 江 政 夫
4 番	大 榻 寅 男	9 番	西 浦 克 彦

以上8名

4 事務局出席者

次 長	吉 田 浩 樹	主 査	奥 野 秀 光
農地課長	石 岡 正 直	主 事	小笠原 康 太

以上4名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について
議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転および利用権設定）の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14:00 開会

議長（菅原会長職務代理者）

ただいまより、令和6年第8回農業委員会総会を開会いたします。
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員はご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり議案3件、報告1件、計4件となっております。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
それでは、本日の日程に進みます。
日程第1議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員には、6番山田委員、7番近江委員の両名を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。
次に、日程第2議案第1号「土地の現況証明について」を議題といたします。
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。
5ページをお開き願います。
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計2千971平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。
記載の3名の農業委員にて、8月22日に現地調査を行っております。
なお、このページの下段が箇所図となってございます。
続きまして、6ページをお開き願います。
番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、399平方メートル、都市計画区域は、区域外でございます。
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。
記載の3名の農業委員にて、8月22日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。
以上でございます。

議長（菅原会長職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員からご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第1号、土地の現況証明書の交付について番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、川村委員、近江委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、西側が河川に面しており、耕作によらず木々が生い茂っている山林状態でありました。

番号2について、申請地は、北側が傾斜地、西側が宅地に囲まれた土地で、現況は、耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態でありました。

のことから、番号1および番号2について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原会長職務代理者）

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり、証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件の番号1について、大槻委員が、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、本件については、大槻委員が退室し、審議を行いたいと考えております。

このような進め方で、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

大槻委員は、ご退室願います。

（大槻委員退室）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転1件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

8ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計1万2千712平方メートル、権利の種類は所有権、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畠、所有権の移転時期、対価の支払期限および引渡しの時期は、令和6年9月3日、対価は記載のとおりで、申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、9ページが箇所図、10ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（菅原会長職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3名が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原会長職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

大槻委員は、入室願います。

（大槻委員入室）

次に、日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 11 ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。

12 ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、62平方メートル、農地区分は第2種農地でございます。

権利の内容は、使用貸借権、計画内容は、農業用倉庫の建築に伴う敷地内通路の建設となっておりまして、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は農地所有適格法人で、当該申請地は、本年6月総会で「許可相当と認める」との意見を付し、北海道へ報告いたしました農業用倉庫の建築に伴う、接道要件を満たすため、必要な通路の幅員を確保するための申請であり、立地条件、敷地面積等を検討した結果、申請地以外の土地を確保できなかったことから、当該申請地を転用するものでございます。

なお、13ページが箇所図、14ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（菅原会長職務代理者）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、9番西浦委員から、ご報告願います。

9番（西浦委員）

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、農業用倉庫の建築に伴い、必要となる通路の建設によるものですが、当該農地は、函館市立赤川中学校の北東約300mに位置し、5ヘクタール未満の生産性の低い小集団の農地であることから、第2種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について、調査委員3名が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第3号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（菅原会長職務代理者）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採択いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第5報告第1号会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の15ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が6件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

16ページをお開き願います。

このページの番号1から21ページの番号6まで、市街化区域3件、市街化調整区域2件、区域外1件、計6件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（菅原会長職務代理者）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります
最後に、その他ですが、3点お話をございます。

1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

9月の農地パトロール調査は、9月2日月曜日、推進委員により実施する予定であります。

なお、調査委員には、佐藤推進委員、佐々木推進委員、山口推進委員、以上、3名を指名しております。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、令和6年9月26日木曜日午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、9月5日木曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、9月19日木曜日午後1時からとなります。

それでは、9月の現地調査委員を指名いたします。

3番 佐藤委員

4番 大槻委員

8番 菅原委員

以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 萩原秀樹

署名委員 山田美代子

署名委員 近江政夫